

不在者投票

次のいずれかに該当する人は、「不在者投票制度」をご利用ください。手続きには時間がかかりますので、お早めに市選挙管理委員会までご連絡をお願いします。

■出稼ぎなどで市外に在住

不在者投票用紙の請求書に必要な事項を記入の上、市選挙管理委員会に提出してください。(郵送可)

■病院・施設に入院・入所

入院または入所している療養先の院長（施設長）を通じて不在者投票用紙を請求してください。指定病院・指定施設であれば療養先で投票できます。

■船員で不在の場合

指定港で不在者投票する場合は「選挙人名簿登録証明書」「船員手帳」が必要です。投票の際は必ずお持ちください。交付を希望する人は、お早めに手続き願います。

「選挙人名簿登録証明書」については、登録の日から7年間有効です。期限を過ぎた場合は、忘れずに更新してください。船員を辞めたなどの理由により必要がなくなった場合は、速やかに返却願います。

郵便などによる不在者投票ができます

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で、特定の障害のある人、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、事前に郵便等投票証明書の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。郵便等投票証明書の交付を受けた人は、請求書と併せて証明書を提示して、投票用紙と投票用封筒を請求し、届いた投票用紙に記入後、郵便などにより送付し投票ができます。

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの人で、上肢、視覚の障害のある人は、あらかじめ市の選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは市選挙管理委員会にお問い合わせください。

■市内投票所の一覧

投票区	投票所の場所	投票区	投票所の場所
第1投票区	久慈保育園	第31投票区	滝の沢青少年会館
第2投票区	保健センター(子育て支援センター)	第32投票区	宇部地区デイサービスセンター
第3投票区	田屋子供会館	第33投票区	中田親交館
第4投票区	中央市民センター久慈分館	第34投票区	川原屋敷地区農村センター
第5投票区	旭町公民館	第35投票区	久喜地区防災センター
第6投票区	中央市民センター	第36投票区	小袖漁村センター
第7投票区	久慈中学校	第37投票区	侍浜市民センター
第8投票区	畑田保育園	第38投票区	横沼公民館
第9投票区	枝成沢公民館	第39投票区	麦生農村センター
第10投票区	川貫公民館	第40投票区	堀切ふれあいセンター
第11投票区	日吉公民館	第41投票区	桑畑コミュニティセンター
第12投票区	岩瀬張公民館	第42投票区	山根市民センター
第13投票区	小久慈市民センター	第43投票区	端神公民館
第14投票区	久慈市文化財保管施設(旧長内中学校)	第44投票区	細野公民館
第15投票区	田高公民館	第45投票区	木売内公民館
第16投票区	長内市民センター	第46投票区	深田公民館
第17投票区	防災センター	第47投票区	小田瀬青少年会館
第18投票区	二子公民館	第48投票区	山形総合センター
第19投票区	大川目市民センター	第49投票区	霜畑地区コミュニティセンター(霜畑公民館)
第20投票区	大川目小学校	第50投票区	霜畑宮農研修館
第21投票区	山口地区伝承館	第51投票区	小国地区多目的集会施設
第22投票区	根井青少年会館	第52投票区	下国・岡沢地区集会所
第23投票区	滝いちご館	第53投票区	来内地区集落センター
第24投票区	はなだて公民館	第54投票区	荷軽部地区集落センター
第25投票区	高砂公民館	第55投票区	日野沢公民館
第26投票区	夏井市民センター	第56投票区	岡堀公民館
第27投票区	夏井小学校	第57投票区	戸呂町地区集落センター
第28投票区	くにさか公民館	第58投票区	新田集会場
第29投票区	夏井農村地域交流館(川地区交流館)	第59投票区	つなぎ地区消防コミュニティセンター
第30投票区	消防団第4分団第1部屯所	第60投票区	向屋敷生活伝承館



7/21(日)

7時～19時

山根地区と山形地区は18時まで

久慈市議会議員選挙

関市選挙管理委員会 ☎52-2111(内線472)

投票日と投票時間

投票日は7月21日。投票時間は7時から19時まで（山根地区と山形地区の投票所は18時まで）です。

今回投票できる人

平成13年7月22日までに生まれた人で、令和元年7月13日現在、引き続き3カ月以上本市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人です。

【久慈市内で異動した場合】

令和元年7月2日以降に住所異動の届け出をされた人は、異動前の投票所での投票となります。郵送で届く投票所入場券を確認いただくか、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

【久慈市に転入した場合】

令和元年4月13日までに久慈市に転入の届け出をされた人は投票できます。4月14日以降に転入の届け出をした人は投票できません。

投票用紙の記入方法

久慈市議会議員選挙では、投票用紙に候補者の氏名を記入してください。

投票日に投票できない人は期日前投票を！

投票日に投票所に行くことができない人は、期日前投票制度をご利用ください。

▼期間：7月15日(月)～20日(土)

8時30分～20時

▼会場：久慈市役所1階第3会議室(議会議棟側)、山形総合センター1階研修室

▼対象者：投票日に仕事や冠婚葬祭、旅行に出掛ける場合や、病气や妊娠などで歩行が困難な人など

お知らせ

7月21日には、第25回参議院議員通常選挙の執行も見込まれています。執行になる場合は、こちらも併せて投票をお願いします。

インターネットを使った選挙運動ができます

今回の選挙でもインターネットを使った次の選挙運動ができます。詳しくは総務省HP (http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html) をご覧ください。

- ▶有権者…ウェブサイトなどを利用した選挙運動
- ▶候補者…電子メールとウェブサイトなどを利用した選挙運動

ただし、以下の行為は禁止されています。

- 18歳未満の選挙運動
- 選挙運動期間外の選挙運動
- HPや電子メールなどを印刷して頒布すること
- 誹謗中傷やなりすまし、ウェブサイトの改ざんなど選挙運動の妨害



投票所入場券を忘れずに

投票所入場券は、投票をスムーズに行うためのものです。投票の際は、自分の投票所を確認の上、忘れずにお持ちください。投票所入場券が届かないときは、市選挙管理委員会にご連絡ください。紛失した場合は、投票所の係員に紛失した旨を伝えてください。

市民体育館で即日開票

▼時間：20時30分(開場は20時)

▼会場：久慈市民体育館

▼参観できる人：選挙人名簿に登録されている人。参観希望の場合は、当日に会場で受付してください(上履き持参)